

諸外国の海運政策・税制 比較対照表（その１）

		日本	シンガポール	台湾	インド	フランス																																								
関連データ	登録船舶 (注1)	隻数：5,619 G/T：17,423,229	隻数：2,877 G/T：53,829,803	隻数：906 隻 GT：2,990,088	隻数：1,443 隻 GT：9,762,040	(従来型) 隻数：658 G/T：1,524,287 (RIF) 隻数：161 G/T：5,527,622																																								
	荷動き量 (注2)	コンテナ荷動き量 12,133,454TEU 海上貿易量 1,004,289,127 トン	コンテナ荷動き量 2,989,010TEU 海上貿易量 254,099,182 トン	コンテナ荷動き量 6,137,198TEU 海上貿易量 427,628,618 トン	コンテナ荷動き量 4,315,893.43TEU 海上貿易量 642,916,212.63 トン	コンテナ荷動き量 3,116,904TEU 海上貿易量 152,572,410 トン																																								
トン数標準税制	・あり：2009 年度より適用 ・選択期間：5 年間（変更不可）。 ・対象所得：日本籍船に係る所得 ・用船比率：なし（日本籍船のみ対象のため） ・計算式：純トン数×下記みなし利益×船舶稼働日数で課税。 ・みなし利益（1 日、100NT 当たり） <table><tr><td>～1,000NT</td><td>120 円/100NT</td></tr><tr><td>1,001～10,000NT</td><td>90 円/100NT</td></tr><tr><td>10,001 ～ 25,000NT</td><td>60 円/100NT</td></tr><tr><td>25,001NT～</td><td>30 円/100NT</td></tr></table>		～1,000NT	120 円/100NT	1,001～10,000NT	90 円/100NT	10,001 ～ 25,000NT	60 円/100NT	25,001NT～	30 円/100NT	・存在しない。 ただし、シンガポール籍船の運航により得た所得及び外国籍船のシンガポール域内における運航によって得た所得は非課税となる。また、全世界にネットワークを有し、確固とした実績があり、シンガポールにおいて、海運活動を拡大する計画、誓約を明らかにする国際海運企業として認定された企業（認定国際海運企業）については、外国籍船の運航によって得た利益一般についても非課税となる。	・あり：2011 年 1 月 10 日より適用。 ・選択期間：10 年間（変更不可） ・対象所得：海上運送より生じた課税所得 ・対象企業：台湾領域に本社を有し海上運送に従事する営利企業 ・用船比率：なし ・計算式：純トン数×下記みなし利益×365 日で課税 ・みなし利益：(1 日、100NT 当たり) <table><tr><td>～1,000NT</td><td>67 TWD (225.8 円)/100NT</td></tr><tr><td>1,001～10,000NT</td><td>49 TWD (165.1 円) /100NT</td></tr><tr><td>10,001～25,000NT</td><td>32 TWD (107.8 円)/100NT</td></tr><tr><td>25,001NT～</td><td>14 TWD (47.2 円)/100NT</td></tr></table>	～1,000NT	67 TWD (225.8 円)/100NT	1,001～10,000NT	49 TWD (165.1 円) /100NT	10,001～25,000NT	32 TWD (107.8 円)/100NT	25,001NT～	14 TWD (47.2 円)/100NT	・あり：2004 年 4 月 1 日より適用。 ・選択期間：10 年間（途中脱退可）。 ・対象所得：対象船舶（インド籍船及び一定の外国籍船）に係る所得。 ・用船比率：運航船腹量の 49%以下。 ・計算式：純トン数×下記みなし利益×船舶稼働日数×法人税（30%（実効税率 32.455%）） ・みなし利益（1 日、100NT 当たり） <table><tr><td>～1,000NT</td><td>46 INR (72.2 円) /100NT</td></tr><tr><td>1,001～10,000NT</td><td>35 INR (55.0 円) /100NT</td></tr><tr><td>10,001～25,000NT</td><td>28 INR(44.0 円) /100NT</td></tr><tr><td>25,001NT～</td><td>19 INR (29.8 円) /100NT</td></tr></table> ・2013 年 4 月 1 日以降のみなし利益（1 日、100NT 当たり） <table><tr><td>～1,000NT</td><td>70 INR (110.0 円) /100NT</td></tr><tr><td>1,001～10,000NT</td><td>53 INR (83.2 円) /100NT</td></tr><tr><td>10,001～25,000NT</td><td>42 INR (66.0 円) /100NT</td></tr><tr><td>25,001NT～</td><td>29 INR (45.5 円) /100NT</td></tr></table>	～1,000NT	46 INR (72.2 円) /100NT	1,001～10,000NT	35 INR (55.0 円) /100NT	10,001～25,000NT	28 INR(44.0 円) /100NT	25,001NT～	19 INR (29.8 円) /100NT	～1,000NT	70 INR (110.0 円) /100NT	1,001～10,000NT	53 INR (83.2 円) /100NT	10,001～25,000NT	42 INR (66.0 円) /100NT	25,001NT～	29 INR (45.5 円) /100NT	・あり：2004 年より適用 ・選択期間：10 年間（変更不可） ・対象企業：売上の 75%以上を船舶の利用から得ていること ・対象所得：船舶の利用（人及び物の輸送）に直接関係する業務から得る利益。 ・計算式：対象船舶の純トン数×下記みなし利益×船舶の所有又は用船日数 ※対象船舶：以下の要件をすべて満たす船舶 ・総トン数 50 トン以上 ・適格会社が所有、裸用船又は定期用船する船舶 ・人・物を輸送する船舶、外洋にて曳航を行う船舶、救難に従事する船舶、又は海上での支援を行う船舶 ・戦略的・商業的管理がフランスから行われている船舶 ・みなし利益（1 日、100NT あたり） <table><tr><td>1,000 トン未満</td><td>0.93 ユーロ (123.7 円)</td></tr><tr><td>1,000 トン以上 10,000 トン未満</td><td>0.71 ユーロ (94.4 円)</td></tr><tr><td>10,000 トン以上 25,000 トン未満</td><td>0.47 ユーロ (62.5 円)</td></tr><tr><td>25,000 トン以上</td><td>0.24 ユーロ (31.9 円)</td></tr></table> ・その他：適用を受ける企業は、適用期間中に EU 加盟国を旗国とする船舶の割合（純トン数で計算）を維持、増加させることを約束する必要がある。	1,000 トン未満	0.93 ユーロ (123.7 円)	1,000 トン以上 10,000 トン未満	0.71 ユーロ (94.4 円)	10,000 トン以上 25,000 トン未満	0.47 ユーロ (62.5 円)	25,000 トン以上	0.24 ユーロ (31.9 円)
	～1,000NT	120 円/100NT																																												
	1,001～10,000NT	90 円/100NT																																												
	10,001 ～ 25,000NT	60 円/100NT																																												
	25,001NT～	30 円/100NT																																												
～1,000NT	67 TWD (225.8 円)/100NT																																													
1,001～10,000NT	49 TWD (165.1 円) /100NT																																													
10,001～25,000NT	32 TWD (107.8 円)/100NT																																													
25,001NT～	14 TWD (47.2 円)/100NT																																													
～1,000NT	46 INR (72.2 円) /100NT																																													
1,001～10,000NT	35 INR (55.0 円) /100NT																																													
10,001～25,000NT	28 INR(44.0 円) /100NT																																													
25,001NT～	19 INR (29.8 円) /100NT																																													
～1,000NT	70 INR (110.0 円) /100NT																																													
1,001～10,000NT	53 INR (83.2 円) /100NT																																													
10,001～25,000NT	42 INR (66.0 円) /100NT																																													
25,001NT～	29 INR (45.5 円) /100NT																																													
1,000 トン未満	0.93 ユーロ (123.7 円)																																													
1,000 トン以上 10,000 トン未満	0.71 ユーロ (94.4 円)																																													
10,000 トン以上 25,000 トン未満	0.47 ユーロ (62.5 円)																																													
25,000 トン以上	0.24 ユーロ (31.9 円)																																													

	日本	シンガポール	台湾	インド	フランス
特別償却制度、買い換え特例	・特別償却制度（環境低負荷船について初年度の償却率を日本籍船の場合 18%、特定外国子会社保有の外国籍船の場合 16%上乗せ。 耐用年数 15 年の船舶につき 200%定率法による減価償却を行う場合、通常 13.33%の償却率が、日本籍船で 31.33%、特定外国子会社保有の外国籍船で 29.33%となる。） ・買換特例（船舶を譲渡して別の船舶を購入したときは、譲渡差益の 80%相当額について課税の繰り延べ可。）	船舶の売却益に対する税の免除 1 対象 ①認定国際海運企業として船舶を所有するか、シンガポール船籍の船舶(シンガポール船籍を取得する予定の船舶を含む)を所有し、かつ船舶運航事業を行っていること ②認定海事リース業として船舶を所有しかつ船舶貸渡業を行っていること(船舶の売買を主たる事業として行う者は対象外) 2 内容 所有期間や船舶を保有する特別目的会社の所有割合に拘らず、売却益が免税。建造中の船舶の売却益も同様に免税となる。	なし	なし	・船舶を含む有形固定資産は減価償却の方法により損金算入される。この減価償却については通常定額法が用いられるところ、船舶などには特に定率法による減価償却が認められる（償却期間 8 年以上、225%定率法）。加えて、船舶の場合は中古船購入の場合にも減価償却が認められ、また、引渡し前に一部支払いが行われている場合には起工の日から償却が開始できる。
その他の海運税制	特になし	【認定海事リース業】 1. 認定の対象 確固とした実績があり、シンガポールにおいて海運やコンテナへの金融業務を拡大する計画、誓約を明らかにする企業 2. 認定の効果 (1)リース会社、ファントム、事業信託等が得たリース収入について最長 5 年間下記の通りとなる。 船舶のリース収入 免税 コンテナのリース収入 5%又は 10%の軽減税率 (2)船舶投資マネージャーのマネジメント関連所得については、10%の軽減税率が適用。 【認定海運関連支援サービス】 1. 認定の対象 確固とした実績があり、シンガポールにおいて、補助的な海運活動を拡大する計画、誓約を明らかにする企業 2. 認定の効果 船舶ブローカー業務、フォワーダー・物流サービス、船舶管理、船舶代理業務等の認定されたサービス提供から得られた所得の増分について、5 年間 10%の軽減税率が適用される。 【源泉徴収の免除】 1. 対象ローン 外国の貸し手からの下記のためのローン (1) 船舶の購入又は建造 (2) コンテナ、複合一貫輸送用機器の購入 2 対象企業 (1)船舶の購入又は建造 ・シンガポール船籍船を有する海運企業(シンガポール船籍船が対象)； ・認定国際海運企業(前掲) ・認定海事リース会社 (2)コンテナ、複合一貫輸送用機器の購入 ・認定コンテナ投資企業 3. 効果 金利支払いについて、2011 年 6 月 1 日から 2016 年 5 月 31 日までは、個々の事例を申請することなく源泉徴収税が免除。	特になし	特になし	・地域経済貢献税（地方税）のうち企業付加価値税（売上高の 1.5%（一部減額措置あり））は、外航船の利用により得られた利益については非課税。 ・公海を航行する船舶及び公海において開発に従事する船舶については、その売買、修理、改造、維持管理、用船及び賃貸について付加価値税（VAT（19.6%））が課されない。 ・上の船舶のための舶用品、海洋開発に係る物品の売買、賃貸、修理、維持管理については付加価値税が課されない。 【船舶投資会社出資者による減価償却】 複数の法人、個人が資金を出し合って船舶を購入し、その船舶を海運会社にリースして用船料収入を得ようとする場合に、合資会社又は合名会社などの形をとったパートナーカンパニーを設立することがある。租税法第 8 条はこのようなパートナーカンパニーを納税主体とせず、かわりに各出資者を納税主体とすることを認めている。この場合、パートナーカンパニーが受け取った用船料収入を分配した配当が各出資者の収入の一部となり、各出資者は自らが営む他の事業からの収入とこの配当収入を合算するとともに船舶の減価償却分について持ち分に応じた償却費を計上することが可能である。 減価償却の方法は通常の船舶と同じであるが、各出資者の損金算入額は以下の限度がある。 1. EU/EEA 加盟国登録船舶又は特定の会計年度の 3/4 以上の間、EU/EEA 加盟国域内を航行した船舶（錨泊も含む）の場合 ＜償却額の限度＞ 当初の 36 か月については船舶の賃貸料などから得られる利益の 3 倍で、かつ、当初の 12 か月については、パートナーカンパニーへの出資者が他の活動から得る法人税課税所得の 1/4 2. 「1.」以外の船舶の場合 ＜償却額の限度＞ 船舶の賃貸料などから得られる利益から当該船舶に係る諸費用を減じた金額を持ち分に応じて按分した額 【持ち分の譲渡益に対する特例】 ・船舶投資会社の出資者が 2 年以上保有した持ち分を譲渡して得た利益については、その 10%についてのみ課税される。

	日本	シンガポール	台湾	インド	フランス												
第二船舶制度（国際船舶登録制度等）	【国際船舶登録制度】 1. 登録要件 (1)登録主体 ・日本の国籍を有する者 ・日本の法令により設立された法人その他の団体 (2)対象船舶 ・総トン数 2,000 トン以上の船舶 ・遠洋区域又は近海区域を航行する船舶 2. 効果 (1) <table><tr><td></td><td>非国際船舶</td><td>国際船舶</td></tr><tr><td>固定資産税</td><td>課税標準 × 1/6</td><td>課税標準 × 1/15</td></tr><tr><td>登録免許税</td><td>船価の 4/1000</td><td>船価の 3.5/1000</td></tr><tr><td>配乗要件</td><td>日本人のみ</td><td>国籍要件なし</td></tr></table> (2)賃金：－ (3)その他：国内輸送には原則従事不可		非国際船舶	国際船舶	固定資産税	課税標準 × 1/6	課税標準 × 1/15	登録免許税	船価の 4/1000	船価の 3.5/1000	配乗要件	日本人のみ	国籍要件なし	存在しない。	存在しない。	存在しない。	【国際船舶登録制度（RIF）】 1. 登録要件 (1)登録主体 ・所有者が自然人の場合 ○単独の所有者：EU/EEA 国籍 ○複数の所有者：EU/EEA 国籍を有する者が対象船舶の持ち分の半分以上を有する。 ・所有者が法人の場合 ○EU/EEA 域内に本社又は主たる営業所を有する法人が対象船舶の持ち分の半分以上を有する。 (2)対象船舶 ・遠洋航海・国際沿海航海に用いられる船舶及び 24m 以上のプレジャー用船舶 ○ただし、EU 加盟国とアルジェリア、モロッコ、チュニジアを結ぶ国際定期旅客船は対象外 2. 効果 (1)配乗要件 乗組員の 25%以上は EU/EEA 国籍又はスイス国籍でなければならない。（船長及びその代行者については、従来型と同じ。） (2)賃金：最低賃金 620.05 ドル（62,197.2 円） / 月（208 時間） (3)その他 1：国際船舶登録制度に登録された船舶に 183 日以上乗船して航行に従事した船員はそれによって得た所得は非課税となる。 (4)その他 2：海運会社は、国際船舶登録制度に登録された船舶に乗船して航行に従事した船員についての社会保障費（雇用者負担分）が免除される。
		非国際船舶	国際船舶														
	固定資産税	課税標準 × 1/6	課税標準 × 1/15														
	登録免許税	船価の 4/1000	船価の 3.5/1000														
	配乗要件	日本人のみ	国籍要件なし														
（従来の自国籍船） 配乗要件	・すべて日本人でなければならない。	・国籍要件なし。	・国籍要件なし。 ・ただし、船長は台湾人でなければならない。	・船長はインド人でなければならないが、その他の職員については外国人 2 名まで配乗可能。 ・ただし、所定のインド人船員訓練義務を果たせば、船長を除くすべての船員を外国人とすることもできる。	・船長及びその業務を代行する船員は EU/EEA 加盟国、スイス又は特別の条約を締結している国の国籍を有していなければならない。 ・外国人船員の許容割合について労使協議を継続中。												
その他	特になし	【海事クラスター基金】 人材育成、事業の拡大を支援することを通じ、シンガポールにおける海事クラスターの発展を促進するため、海事港湾庁により設立された。2002 年に 8000 万ドルで設立され、2009 年に 4500 万ドルの追加拠出がなされている。 ・人的資源部門 海事産業内で人材開発、トレーニングなどを行う場合に基金からの支援がなされる。基金からの支援は原則必要額の 70%。 ・事業開発部門 シンガポールで設立された海事会社及び機関、あるいは新たな海事分野に進出する既存の会社及び機関に対し、初期投資費用のうち一部を助成する。	特になし	特になし	特になし												

※表中の各通貨換算レートは 2013 年 9 月 11 日時点（1USD＝100.31 円、1TWD＝3.37 円、1INR＝1.57 円、1EUR＝132.96 円）

（注 1）IHS Fairplay のデータに基づき JMC が作成（100GT 以上の商船）、（注 2）IHS Global Insight のデータに基づき JMC が作成

（公財）日本海事センター調べ（2012 年度）

諸外国の海運政策・税制 比較対照表（その 2）

		韓国	中国	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン																								
関連データ	登録船舶 (注1)	隻数：2,916 G/T：12,083,742	(中国) 隻数：4,148 G/T：37,924,243 香港（中国） 隻数：1,935 G/T：70,205,767	(DAS) 隻数：279 G/T：185,474 (DIS) 隻数：534 G/T：11,416,132	(NOR) 隻数：1,469 G/T：2,618,195 (NIS) 隻数：535 G/T：13,893,715	隻数：452 G/T：3,369,262																								
	荷動き量 (注2)	コンテナ荷動き量 9,633,648TEU 海上貿易量 75,214,281 トン	コンテナ荷動き量 42,309,287TEU 海上貿易量 1,987,998,703 トン	コンテナ荷動き量 482,024TEU 海上貿易量 15,893,388 トン	コンテナ荷動き量 509,763TEU 海上貿易量 24,951,213 トン	コンテナ荷動き量 1,002,603TEU 海上貿易量 35300381 トン																								
トン数標準税制		・あり：2005 年より適用。 ・選択期間：5 年間（変更不可）。 ・対象所得：外航海上運送活動及びそれに付随する活動(為替差益等を含む)にもとづく所得。 ・対象企業：用船船舶の年間運航純トン数の合計が基準船舶（所有船舶等）の年間運航純トン数の合計 5 倍以内の企業 ・計算式：純トン数×下記みなし利益×船舶稼働日数で課税 ・みなし利益：(1 日、100NT 当たり) <table><tr><td>～1,000NT</td><td>1400 ウォン (126 円)/100NT</td></tr><tr><td>1,001～10,000NT</td><td>1100 ウォン (99 円) /100NT</td></tr><tr><td>10,001～25,000NT</td><td>700 ウォン (63 円)/100NT</td></tr><tr><td>25,001NT～</td><td>400 ウォン (36 円)/100NT</td></tr></table> ※規定上は 1NT 当たりの額が定められているが、比較のために 100NT 当たりの額を記述した。	～1,000NT	1400 ウォン (126 円)/100NT	1,001～10,000NT	1100 ウォン (99 円) /100NT	10,001～25,000NT	700 ウォン (63 円)/100NT	25,001NT～	400 ウォン (36 円)/100NT	なし	・あり：2001 年より適用。 ・選択期間：10 年間（変更不可）。 ・対象所得：運賃、用船料、船舶売却益など海運事業とそれに密接な関連を有する活動に係る収入。 ・用船比率：定期用船の船腹量が所有船及び裸用船の船腹量の 4 倍を超えてはならない(4 倍までの定期用船船舶について、トン税の適用が可能)。 ・計算式：海運企業が所有・運航する船舶に対して、純トン数×下記みなし利益×所有・用船日数（船舶稼働日数ではない。）で課税。 ・みなし利益（1 日、100NT 当たり） <table><tr><td>～1,000NT</td><td>8.97 DKK (160.0 円)/100NT</td></tr><tr><td>1,001～10,000NT</td><td>6.44 DKK (114.8 円)/100NT</td></tr><tr><td>10,001～25,000NT</td><td>3.85 DKK (68.6 円)/100NT</td></tr><tr><td>25,001NT～</td><td>2.53 DKK (45.1 円)/100NT</td></tr></table>	～1,000NT	8.97 DKK (160.0 円)/100NT	1,001～10,000NT	6.44 DKK (114.8 円)/100NT	10,001～25,000NT	3.85 DKK (68.6 円)/100NT	25,001NT～	2.53 DKK (45.1 円)/100NT	・あり：1996 年より適用 (2007 年改正)。 ・選択期間：なし。ただし、選択後に通常法人税に変更した場合、当初選択時より 10 年間は再選択不可。 ・対象所得：運賃、用船料、船舶売却益など海運事業とそれに密接な関連を有する活動に係る収入。 ・用船比率：なし。 ・計算式：海運企業が所有・運航する船舶に対して、純トン数×下記税額×船舶稼働日数で課税。課税額は毎年国会（予算）で定められる。 ・税額（1 日、100 NT 当たり） <table><tr><td>～1,000 NT</td><td>無税</td></tr><tr><td>1,001～10,000NT</td><td>1.8 NOK (30.5 円)/100NT</td></tr><tr><td>10,001～25,000NT</td><td>1.2 NOK (20.3 円)/100NT</td></tr><tr><td>25,001NT～</td><td>0.6 NOK (10.2 円)/100NT</td></tr></table> ※規定上は 1000NT 当たりの額が定められているが、比較のために 100NT 当たりの額を記述した。	～1,000 NT	無税	1,001～10,000NT	1.8 NOK (30.5 円)/100NT	10,001～25,000NT	1.2 NOK (20.3 円)/100NT	25,001NT～	0.6 NOK (10.2 円)/100NT	なし
～1,000NT	1400 ウォン (126 円)/100NT																													
1,001～10,000NT	1100 ウォン (99 円) /100NT																													
10,001～25,000NT	700 ウォン (63 円)/100NT																													
25,001NT～	400 ウォン (36 円)/100NT																													
～1,000NT	8.97 DKK (160.0 円)/100NT																													
1,001～10,000NT	6.44 DKK (114.8 円)/100NT																													
10,001～25,000NT	3.85 DKK (68.6 円)/100NT																													
25,001NT～	2.53 DKK (45.1 円)/100NT																													
～1,000 NT	無税																													
1,001～10,000NT	1.8 NOK (30.5 円)/100NT																													
10,001～25,000NT	1.2 NOK (20.3 円)/100NT																													
25,001NT～	0.6 NOK (10.2 円)/100NT																													
買い換え特例、特別償却制度		なし	なし	・新造船割増償却制度（通常 12%を新造船の初年度のみ 20%） ・圧縮記帳制度（船舶を売却した年度と同年度若しくは翌年度に船舶を取得した場合、当該取得価額を売却益から控除可）	なし	なし																								
海運税制その他の		【船舶投資会社による配当への特例】 ・船舶投資会社の配当については、出資額が 3 億ウォン以下のときには、分離課税方式で税率 5%で課税。	・中国出資の外国籍船を中国に転籍する場合、一定要件の下で関税及び増値税（付加価値税）の免除を認める優遇税制がある。(2007 年より適用。とりあえず 2015 年 12 月末まで。) ・外航海運を含む国際運輸サービスについては営業税(営業収入に対して 3%)が免除。	特になし	特になし	特になし																								

	韓国	中国	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン																															
第二船舶制度（国際船舶登録制度等）	【国際船舶登録制度】 1. 登録要件 (1)登録主体 ・韓国の国民 ・韓国法によって設立された商事法人 ・韓国に主たる事務所を置く法人で、その代表者が韓国の国民であるもの (2)対象船舶 ・(1)の登録主体が所有する船舶 （BBC/HP 船舶の場合は、韓国の外航運送事業者が賃借する船舶） ・総トン数 500 トン以上の船舶 ・船齢が 20 年以下の船舶 【済州島特別船舶登録制度】 1. 登録要件 (1)登録主体 ・国際船舶登録制度と同じ (2)対象船舶 ・国際船舶登録された船舶であって済州島を船籍港とするもの（BBC/HP 船舶の場合は、国際船舶登録された船舶であって済州島を船籍登録予定地とするもの） 2. 効果 (1)課税の有無等	存在しない。	【デンマーク国際船舶登録制度(DIS)】 1. 登録要件 （1）登録主体 ・デンマークの国民 ・国内居住デンマーク人が運営する組織 ・3 分の 2 以上をデンマーク人が所有し、経営者が国内居住のデンマーク人である事業体 ・一定の外国の会社 （2）対象船舶 ・総トン数 20 トン以上の船舶 ・国際航海に従事する船舶 2. 効果 （1）配乗要件：①船長は原則としてデンマーク若しくは EU/EEA 籍。但し、EU/EEA 籍以外の船長もデンマーク船社が雇用する場合に限り、当局の承認を得て配乗可。②承認外国人船員を配乗可。 （2）賃金：外国人船員をその出身国と同じ賃金水準で雇用可。 （3）その他：国内輸送には従事不可。	【ノルウェー国際船舶登録制度(NIS)】 1. 登録要件 （1）登録主体 ・ノルウェーの個人及び企業 ・外国の個人（ノルウェー人の代表者を指名する必要あり）及び企業（ノルウェー国内で船舶管理を行っている必要あり） （2）対象船舶 ・長さ 15m 以上、自己推進する貨物船等 ・国際航海に従事する船舶 2. 効果 （1）配乗要件：船長は原則としてノルウェー人。但し、ノルウェー人以外の船長は法令講習を受ければ、当局の承認を得て配乗可。 （2）賃金：外国人船員をその出身国と同じ賃金水準で雇用可。 （3）その他：国内輸送には従事不可。	存在しない。																															
	<table><tr><td></td><td>非 国 際</td><td>国 際</td><td>済 州</td></tr><tr><td>農漁村税</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>登録税</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>取得税</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>財産税</td><td>○</td><td>△</td><td>×</td></tr><tr><td>地方教育税</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>地 域 資 源 施 設 税</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>配乗要件</td><td>A</td><td>B</td><td>B</td></tr></table> (注 1) ○課税、△半額免除、×免除 (注 2) A：部員についてのみ外国人 6 人まで可、B：船長、機関長以外は外国人可 (2)賃金：国際船舶においては外航運送事業者と船員労働組合連合団体が労働協約にて合意した賃金水準で外国人船員を雇用可 (3)その他：国内輸送には原則従事不可		非 国 際	国 際	済 州	農漁村税	○	○	×	登録税	○	○	○	取得税	○	×	×	財産税	○	△	×	地方教育税	○	○	×	地 域 資 源 施 設 税	○	×	×	配乗要件	A	B	B			
	非 国 際	国 際	済 州																																	
農漁村税	○	○	×																																	
登録税	○	○	○																																	
取得税	○	×	×																																	
財産税	○	△	×																																	
地方教育税	○	○	×																																	
地 域 資 源 施 設 税	○	×	×																																	
配乗要件	A	B	B																																	
配乗要件 （従来の自国籍）	・すべて韓国人でなければならない。 ・ただし、部員については外国人 6 人まで配乗可能。	・すべて中国人でなければならない。 ・交通運輸部の承認を得れば外国人船員を配乗可能（ただし、該当事例なし）	・国籍要件なし。 ・職員は、デンマークの免状を保有していなければならない。	・船長を除き国籍要件なし。 ・船長は EU/EEA 籍若しくはノルウェーの労働許可を有する者でなければならない。	・船長を除き国籍要件なし。 ・船長は EU/EEA 籍でなければならない。																															
そ の 他	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし																															

※表中の各通貨換算レートは 2013 年 9 月 11 日時点（1 ウォン＝0.09 円、1 元＝16.38 円、1DKK＝17.83 円、1NOK＝16.94 円、1SEK＝15.32 円）

（注 1）IHS Fairplay のデータに基づき JMC が作成（100GT 以上の商船）、（注 2）IHS Global Insight のデータに基づき JMC が作成

（公財）日本海事センター調べ（2011 年度）